

論文の内容の要旨

論文題目 『河海抄』の『源氏物語』

氏名 吉森 佳奈子

本稿は、中世後期の成立、四辻善成の著、『源氏物語』全巻注釈の早い例である『河海抄』が成り立たせた『源氏物語』とそのゆくえについて考察する。所謂注釈史、享受史としてではなく、資料にそくして、『河海抄』とともにあった『源氏物語』を見届けることは、それぞれの時代にあった『源氏物語』をあらわし出し、相対化し得ると考える。『河海抄』の『源氏物語』を問うことは、翻って、それとは異なるものとしてある近代以降の、わたしたちにとっての『源氏物語』を問うことに繋がる筈である。『源氏物語』について、従来当然視されてきた近代的な読みの制度をいったん括弧に入れ、テキストの空間や歴史の文脈の中ではどのような知のうちに成り立っていたかを、『河海抄』を通して実証的に明らかにすることをめざす。

第一部では、『河海抄』が「准拠」というかたちで先例と後の史実とを列挙することによってその中に物語を並べ、『源氏物語』に史実と同等の意義づけを与えていていることに注目する。謂わば物語の史実化であるが、『河海抄』のそうしたありようを基点として、中世における『源氏物語』の実際について考え始めることができる。

第一章「『河海抄』の『源氏物語』」は、『河海抄』が、『源氏物語』を依拠すべき先例として、史実の列において捉えていることについて見る。ここに認められるのは、『源氏物語』を史実と等価とし、これを含んで歴史的先例空間を捉え出そうとする態度である。

第二章「『河海抄』の光源氏」は、こうした視点から光源氏の問題を取り上げる。『河海抄』はしばしば、臣下であった光源氏について、御記を引用したり、また、親王の例によって注する。物語が賜姓源氏の範囲で先例が見出せない展開をしている場合には親王例を挙げるというような、先例が見出し難い場合に例の側を動かすことは、後の例を挙げる

ことと同様、『源氏物語』の先例性が動かぬものであることを前提として初めて可能である。『源氏物語』の先例性を、全体を貫く前提として『河海抄』は成り立っている。それが『河海抄』の『源氏物語』であった。

第二部では、『源氏物語』の史実化は、主として年代記或いは皇代記の文脈に依拠することで可能となっていることを、『河海抄』の「日本紀」の引用に注目することによって考察する。それによって、新たな年代記或いは皇代記の作りなしとも言えるような、『源氏物語』の先例化、規範化の実際について見ることができる。始源的なものへ史実を求心させてゆき、その中に『源氏物語』をおくのである。それは近代以降の「文学」としてなされたのとは異なる『源氏物語』の古典化であった。

第三章「『河海抄』の「日本紀」」は、『河海抄』の引用文献の中でも最も多く引かれる一つ、「日本紀」が、内容的にも、文脈的にも、年代記或いは皇代記類との一致が認められることを、資料にそくして明らかにする。『河海抄』の「日本紀」は『日本書紀』ではなく、そのようなものによつたと見られる。『日本書紀』そのものではないものが『日本書紀』であるかのように見做され、機能しているという点については、『河海抄』の側、中世の問題にとどまらない。『源氏物語』にとっても文脈を支え、理解の背後にあるのは「日本紀」言説であったと考えられる。

第四章「『源氏物語』と「日本紀」」は、第三章で考察したことを更に進めて、所謂中世日本紀の空間にひろがってゆくような説話的な言説が、『河海抄』に入り、そこから出て行った状況について見る。『河海抄』が、「日本紀」言説の増幅の場となっていること、更に、その「日本紀」を、可能性として平安期にまで溯らせ得ることを明らかにする。

ところで、『河海抄』の「日本紀」の大半は内容に涉る注ではなく、「日本紀」中の漢字を、訓を介して『源氏物語』の語句の注とする、『日本紀私記』甲乙丙本に見られるようなかたちのものである。

第五章「「日本紀」による和語注釈の方法」は、このような、現在のわたしたちには『源氏物語』理解のために注される必然性の見えにくい注が、やはり内容に涉るものと同じく、『日本書紀』そのものから採られたのではないことを検証し、考察する。このようなかたちの「日本紀」の注のうち、三割以上は『日本書紀』そのものと合致しない。内容に涉るものだけでなく、私記的な「日本紀」についても、『日本書紀』を離れ、増幅されたものの存在が推測されるということで、『河海抄』を見あわすことで、複数あった私記的な「日本紀」の、生成、流布のさまが具体的に明らかになる。

更に、そのような私記的な『河海抄』の「日本紀」は、歌学の世界や字書類と接点を持ち、そこから歌語がつくり出されてくるような状況が認められる。歌学書類が引く訓の抜き書き集的な「日本紀」と、『河海抄』のそれとが一致するのは約四分の一程度で、そのことからも私記的な「日本紀」が複数流布していたことが窺われるとともに、「日本紀」が歌語をつくり出す場となっていることが、『河海抄』を通して確かめられる。

第三部では、『河海抄』に入ってきているものが実際に生きていた場について考察する。「日本紀」に限らず、出典がそのままのかたちで生きているのではないということを、漢籍受容の問題としても明らかにする。『河海抄』は『源氏物語』注釈としてのみならず、漢籍が故事化し、流布してゆく一つの通路ともなっている。

第六章「『河海抄』の「毛詩」」は、「毛詩」の引用について取り上げる。「毛詩」は『河

海抄』に頻繁に引用される漢籍の一つであるが、詩句そのものではなく注が「毛詩」として引かれ、更にそれが説話化して流布してゆく状況が認められる。『河海抄』の「毛詩」は出典ではなく、説話の空間へまなざしを誘うものであった。また、『河海抄』の「日本紀」同様、漢籍の引用においても訓を介して漢字を物語の語としたかたちの注もしばしば見られるが、これらについても、直接引用ではなく、抜き書き集的なものの存在が想定される。それらは、かたちの上で名義抄や節用集のような字書類と類似するが、『河海抄』との見あわせによって、実際に、字書類と漢籍享受の空間が接点を持つ状況が確かめられる。同時に、その一致不一致の状況から、漢籍に関する訓の抜き書き集的なものもやはり複数存在し、流布していたことが推測される。

第七章「「笛の音にも古ごとは伝はるものなり」考」は、少女巻で、夕霧に語った内大臣（もとの頭中将）の言葉、「時々は異わざしたまへ。笛の音にも古ごとは伝はるものなり」に関して見られる、注の転換をめぐって考察する。この件りを『河海抄』の示す『文選』「思旧賦」を通して見たとき、内大臣と光源氏のあいだの過去の時間があらわされる。それは、澪標巻以後の光源氏の政治家としての態度を、彼の流謫時の内大臣の態度と比して批判する『無名草子』と共通する理解である。「古ごと」を儒教的に捉え、物語の過去へのまなざしを持たないことが『湖月抄』以後近代の『源氏物語』であるとしたら、ここにあるのはそれとは異なる『源氏物語』である。

第八章「『河海抄』と説話」は、『源氏物語』理解を支える説話の空間という視点で、作品中四例見られる「玉の瑕（玉に瑕）」という言葉についての注を例に考察する。『河海抄』は、注釈書として『源氏物語』をあらわし出すばかりでなく、現在はわかりにくくなっている、漢籍や『日本書紀』等の受容の説話空間を可視化する場でもあった。そこに入ってきたいるものをどのように捉えるかという問い合わせによって見えてくるものは、説話の問題についても、新たな展望をひらく可能性を持つ筈だ。

終章は、『河海抄』以後への展望を試みる。『河海抄』は『源氏物語』享受の流れの中で、高い評価を受け続けてきた注釈書であるが、その言うところは後の注釈書類にあまり受け継がれなかった。受け継がれたのは、物語理解に必要である以上の史実や典拠を挙げない立場の『花鳥余情』の方向であり、作品の捉え方という点で『河海抄』と『花鳥余情』のあいだに文学史的な転換を認めるべきである。

『千鳥抄』は、四辻善成の『源氏物語』講義による、という成立事情から、『河海抄』の踏襲であるとして、その内容についてあまり問われることがなかった注釈書であるが、これを見あわすことで、『河海抄』と『花鳥余情』のあいだ——『源氏物語』を史実の列に連なるものと捉える認識の転換、また、『源氏物語』享受の担い手に連歌師たちが加わったことで、語句への興味が前面に出てくること等——がある程度具体的に描かれ得る。

以上、一言で言うと、本稿は、『源氏物語』、『源氏物語』注釈、また、そこに引照される「日本紀」や漢籍等について、できる限り当時の文脈にそくして辿ることで、テキストの受容、流布、また、歴史意識等をめぐる従来の通念を再検討しつつ、これらを、人々の時に「生きられた言説」のうちに解き放とうとすることを試みたものである。